

日本 AEM 学会論文賞規程

第 1 章 総 則

- 第1条 本会に日本 AEM 学会論文賞（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 本賞は、その内容が特に新規性や独創性があり、また新しい学術分野の展開につながると認められる論文の著者に対し、学術研究を奨励し、電磁力と電磁現象を核とした学術分野の発展を促進することを目的として贈賞する。
- 第3条 受賞候補者は日本 AEM 学会会員である者とする。
- 第4条 本賞は、同一年度に同一論文に対して、本会のその他の賞と重複して贈賞しない。
- 第5条 本賞の審査対象論文は、前年の 7 月 1 日以降 6 月 30 日までに発行された日本 AEM 学会誌に発表された論文とする。
2. ただし、自薦・他薦による推薦は過去 2 年間に発表された論文までを対象とする。
 3. さらに、当該年度の論文と続報関係にある、研究対象を一にする複数論文をまとめて一つの成果として選考することも考慮し、その場合、過去数年間に発表された論文を考慮することがある。
- 第6条 贈賞は、原則として毎年 3 件以内とする。
- 第7条 贈賞に値する論文がないときは、その年度に贈賞しない。
- 第8条 同一人が再受賞することは、差し支えないものとする。

第 2 章 審査委員会

- 第9条 本会に、日本 AEM 学会論文賞および日本 AEM 学会著作賞ならびに日本 AEM 学会技術賞、日本 AEM 学会奨励賞、日本 AEM 学会谷順二賞の審査を行う 5 賞合同の論文賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第10条 審査委員会委員長は、理事会の議決により、会長が指名する。
- 第11条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の推薦により、会長が委嘱する。
- 第12条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。
- 第13条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の 3 分の 2 とし、出席委員の過半数の同意を持って議決する。
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第14条 審査手続きは、別に定める日本 AEM 学会論文賞・日本 AEM 学会著作賞・日本 AEM 学会技術賞・日本 AEM 学会奨励賞・日本 AEM 学会谷順二賞 審査要領による。
- 第15条 審査委員会委員長は、毎年 9 月または 10 月の理事会に審査結果を報告する。

第 3 章 受賞者の決定

- 第16条 理事会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者の決定をする。

第 4 章 表 彰

- 第17条 贈賞は、毎年 MAGDA コンファレンスにおいて行うことを原則とする。
- 第18条 賞は、賞状および賞牌とする。
- 第19条 連名の場合の賞状は、日本 AEM 学会会員である連名者全員に贈る。賞牌は、筆頭著者に贈る。

2013 年 12 月 2 日 理事会承認

以上